

1. 件名：標準応答スペクトルの取り入れに係る事業者等の対応状況に関する面談
2. 日時：令和5年12月15日 10時00分～11時00分
3. 場所：原子力規制庁 9階会議室
4. 出席者  
原子力規制庁  
原子力規制部  
原子力規制企画課 藤森企画調査官、佐藤係長  
審査グループ  
実用炉審査部門 小林管理官補佐、服部安全審査専門職、山浦技術参与  
地震・津波審査部門 忠内安全規制調整官、江寄企画調査官、三浦技術参与  
九州電力株式会社  
原子力発電本部 原子力工事グループ長 他2名  
土木建築本部 設計・解析グループ長  
原子力エネルギー協議会（ATENA） 副部長 他1名

#### 5. 要旨

○原子力規制庁から、ATENA 及び事業者（以下「事業者等」という。）に対して、令和5年度第48回原子力規制委員会（令和5年11月29日）において了承された標準応答スペクトルの取り入れの経過措置に係る対応方針<sup>1</sup>を踏まえ、

- 継続的な安全性向上の観点から、事業者は、施設の詳細な耐震計算、設計及び工事の計画の認可（設工認）の審査等の後段規制<sup>2</sup>への対応、必要な工事等について、経過措置の終期の設定にかかわらず可能な限り速やかに完了するよう、引き続き適切に取り組むこと
- 標準応答スペクトルの取り入れに係る事業者の対応状況について、規制当局に対し、状況に有意な動きがあったとき及び定期的<sup>3</sup>な報告を行うことなどについて伝達した。

○事業者等から、了解した旨回答があった。また、設工認の申請に向けた施設の詳細な耐震計算の進捗等、前回意見聴取会<sup>4</sup>以降の標準応答スペクトルの取り入れに係る事業者の対応状況について報告がなされた。

6. 資料：  
なし

以 上

<sup>1</sup> <https://www.nra.go.jp/data/000463044.pdf>

<sup>2</sup> ここでは、標準応答スペクトルの取り入れのための設工認及び使用前確認をいう。

<sup>3</sup> 目安として、対応状況に有意な動きがない場合でも、半期に一度を下回らない程度の頻度での定期的な報告を求めた。

<sup>4</sup> 第4回震源を特定せず策定する地震動（スペクトル）の規制導入の経過措置に係る意見聴取会（令和5年11月2日）